

議第 1 3 4 号 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 6 号）の一部改正（令和 6 年法律第 5 3 号による改正。以下「令和 6 年改正」といいます。）により，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「国の基準」といいます。）が一部改正されたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

なお，今回の改正は，検討に時間を掛けず速やかに条例違反の状態を是正するため，付則第 3 条の一部改正としておりますが，今後の条例改正においては，国の基準をそのまま規定しているものについては，国の基準を適用する規定に改めることにより，改正漏れによる違法状態が生ずることを防止するとともに，改正作業の簡素化・効率化を図ることとします。

2 国の基準の改正の内容

幼保連携型認定こども園で勤務する副園長又は教頭が，幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の免許状又は資格のみで，園児の教育及び保育に直接従事する職員として配置基準上算定することができる特例について，令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間延長する改正が行われました。

3 条例の改正の内容

国の基準の改正と同様の改正をします。

4 施行期日

公布の日

5 令和元年の国の基準の一部改正の際の条例の改正漏れ

(1) 概要

国の基準の規定により，園児の年齢別の職員配置の数に含めることができる副園長又は教頭は，幼稚園教諭免許状及び保育士登録の両方を受けた者に限ることとされていますが，令和 7 年 3 月末までは，いずれか一方を受けていれば，職員配置の数に含めることができる特例（以下「特例」といいます。）が設けられています。

特例の適用期間は，当初，令和 2 年 3 月末までとされていましたが，令和元年の国の基準の一部改正（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 3 号による改正。以下「令和元年改正」といいます。）により，令和 7 年 3 月末までに延長されていました。

本市では、国の基準に従って呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）を定めているため、国の基準が改正されれば、条例の改正が必要ですが、現行条例では、特例の適用期間を延長する改正を行っておらず、令和２年３月末までとなっていました。

(2) 原因

令和元年改正による、令和７年３月末までの特例の適用期間の延長について、当時、国から電子メールにより通知があったにもかかわらず、当該電子メールを見落とししたことが原因です。

(3) 判明した経緯

この度、令和６年改正に伴い、特例の適用期間が更に令和９年３月末まで２年間延長されることになりました。国からその旨の通知があったことを受け、現行条例の一部改正に向けて準備をする中で、令和元年改正に合わせた条例の改正を行っていなかったことが判明しました。

(4) 影響

国の基準の一部改正による特例の適用期間の延長は、市町村が条例に定めて遵守しなくてはならない「従うべき基準」になります。

国が定めた基準と異なる基準（条例）が許容されるのは、地域に特別な事情がある場合等に限られるため、特別な事情等がないのに異なる基準（条例）とした場合には、違法とみなされるおそれがあります。

本市には、現在、市内に２６か所の幼保連携型認定こども園が設置されており、その一部には、両方の資格の取得が終わっていない副園長又は教頭が配置されている園がありますが、仮に違法な条例であっても、当該副園長又は教頭は、条例違反となります。

しかしながら、当該条例違反については、①罰則の定めがないこと及び②改善指導の対象にはなるが、本市は国の基準で運用していたため、事業者に改善指導を行う（不利益を与える）こともなく、「実質的な影響」はなかったものの、本市が条例どおり運用していなかったものです。